

議案第132号

大阪市市税条例の一部を改正する条例案

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第19条中「を乗じて得た」を「を乗じて得た金額に、10万円を加算した」に、「当該乗じて得た」を「当該」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

（法人の市民税の課税免除）

第19条の2 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、市民税を課さない。

- （1） 公益社団法人及び公益財団法人で、収益事業を行わないもの
- （2） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で収益事業を行わないもの
- （3） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で収益事業を行わないもの

第57条第1項第2号及び第3号中「1,700,000円」を「1,800,000円」に、「2,100,000円」を「2,200,000円」に、「2,500,000円」を「2,600,000円」に改め、同項第4号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改め、同号ア中「1,300,000円」を「1,400,000円」に改め、同号イ中「1,350,000円」を「1,450,000円」に改める。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

第59条中「前3条」を「第56条又は第57条」に改める。

第60条第1項中「から前条まで」を「、第57条又は前条」に改め、同項中第6号を削る。

第62条中「から第59条まで」を「、第57条又は第59条」に改める。

附則第15条の次に次の1条を加える。

(個人の市民税の減免の特例)

第15条の2 令和2年度分の個人の市民税に限り、第57条第1項第3号の規定の適用については、同号中「年中の合計所得金額」とあるのは「年中の所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日（以下この号において「施行日の前日」という。）において適用されていた法の例による合計所得金額」と、「給与所得」とあるのは「施行日の前日において適用されていた法の例による給与所得」とする。

附則第45条第1項中「第58条第1号」を「第19条の2第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第15条の次に1条を加える改正規定 令和2年1月1日

(2) 第19条及び第57条第1項第2号から第4号までの改正規定並びに次項の規定

令和3年1月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪州市税条例（以下「新条例」という。）第19条及び第57条第1項第2号から第4号までの規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第19条の2（新条例附則第45条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定は、令和元年度以後の年度分の法人の市民税について適用し、この条例による改正前の大阪州市税条例（以下「旧条例」という。）第58条各号（同条第1号にあっては、旧条例附則第45条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）のいずれかに該当するものに対して課する平成30年度分までの法人の市民税については、なお従前の例による。

令和元年9月18日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

個人の市民税の非課税の範囲及び失業者等に対する市民税の減免に係る基準を改め、令和2年度分の個人の市民税について減免の特例措置を講じるとともに、申請に基づき市民税を減免していた収益事業を行わない公益社団法人等に対して市民税を課さないこととするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市市税条例（抄）

（個人の市民税の非課税の範囲）

第19条 法第295条第3項に規定する条例で定める金額は、350,000円に法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものの同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に、**10万円を加算した金額**（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該乗じて得た金額に210,000円を加算した金額）とする。

（法人の市民税の課税免除）

第19条の2 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、市民税を課さない。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人で、収益事業を行わないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体で収益事業を行わないもの
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人で収益事業を行わないもの

(公私の扶助を受ける者等に対する市民税の減免)

第57条 次の各号のいずれかに該当する者のうち市民税の全額負担に堪えることが困難であると市長が認めるものに対しては、申請に基づき、第41条の納期に係る納付額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては月割額、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収する市民税にあつては支払回数割仮特別徴収税額又は支払回数割特別徴収税額）ごとに、当該各号に定めるところにより、市民税を減免する。ただし、第1号については、生活のため公私の扶助を受ける期間中に納期限が到来する部分の税額（給与所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの月割額とし、年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、第2号については、失業期間中に納期限が到来する部分の税額（年金所得に係る特別徴収の方法によって徴収するものにあつては、その期間の初日の属する月の翌月からその期間の末日の属する月までの間における支払回数割仮特別徴収税額（その期間の初日が4月1日から6月末日までの間である場合（その期間の末日が当該6月末日前である場合を除く。）には、その期間の初日の属する年度の4月1日からその期間の初日の属する月の末日までの間に徴収すべきものを含む。）及び支払回数割特別徴収税額とする。）の減免に、それぞれ限る。

(1) 省 略

(2) 失業者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第14条第2項第1号に規定する受給資格を有する者及びこれと同様の失業状態にあると認められる者（正当な理由のない自己の都合による退職、定年退職又は移籍出向を理由とする退職をした者（次

号において「自己都合等退職者」という。)又は前年中に事業所得等の給与所得以外で継続性のある所得を有しており、当該所得の金額の合計額が給与所得の金額を上回っている者を除く。)をいう。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が $\frac{1,700,000\text{円}}{1,800,000\text{円}}$ (同一生計配偶者又は扶養親族 (以下この

項において「同一生計配偶者等」という。)を有する者にあつては、 $\frac{1,700,000\text{円}}{1,800,000\text{円}}$

に320,000円及び当該同一生計配偶者等 1 人につき350,000円を加算した金額) 以下の者 省 略

イ 前年の合計所得金額が $\frac{2,100,000\text{円}}{2,200,000\text{円}}$ (同一生計配偶者等を有する者にあつては、

$\frac{2,100,000\text{円}}{2,200,000\text{円}}$ に320,000円及び当該同一生計配偶者等 1 人につき350,000円を加算

した金額) 以下の者 (アに該当する者を除く。) 省 略

ウ 前年の合計所得金額が $\frac{2,500,000\text{円}}{2,600,000\text{円}}$ (同一生計配偶者等を有する者にあつては、

$\frac{2,500,000\text{円}}{2,600,000\text{円}}$ に320,000円及び当該同一生計配偶者等 1 人につき350,000円を加算

した金額) 以下の者 (ア又はイに該当する者を除く。) 省 略

- (3) 当該年度の初日の属する年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額の10分の6以下に減少する者 (自己都合等退職者、所得税法第111条の規定による予定納税額の減額の承認の申請ができる者で当該申請をしないもの又は当該年中の不動産所得の金額、事業所得の金額 (租税特別措置法第28条の4第1項、第37条の6第4項、第37条の9第2項、第37条の10第1項、第37条の10の2第2項、第37条の11の3第1項及び第2項並びに第41条の14第1項に規定する事業所得の金額を

除く。) 及び給与所得の金額の見積額の合計額が前年のこれらの所得の金額の合計額の10分の6を超える者を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が $\frac{1,700,000\text{円}}{1,800,000\text{円}}$ (同一生計配偶者等を有する者にあつては、

$\frac{1,700,000\text{円}}{1,800,000\text{円}}$ に320,000円及び当該同一生計配偶者等1人につき350,000円を加算

した金額) 以下の者 省 略

イ 前年の合計所得金額が $\frac{2,100,000\text{円}}{2,200,000\text{円}}$ (同一生計配偶者等を有する者にあつては、

$\frac{2,100,000\text{円}}{2,200,000\text{円}}$ に320,000円及び当該同一生計配偶者等1人につき350,000円を加算

した金額) 以下の者 (アに該当する者を除く。) 省 略

ウ 前年の合計所得金額が $\frac{2,500,000\text{円}}{2,600,000\text{円}}$ (同一生計配偶者等を有する者にあつては、

$\frac{2,500,000\text{円}}{2,600,000\text{円}}$ に320,000円及び当該同一生計配偶者等1人につき350,000円を加算

した金額) 以下の者 (ア又はイに該当する者を除く。) 省 略

(4) 当該年度に係る賦課期日において障害者、未成年者、寡婦又は寡夫又は单身児童、

扶養者に該当する者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる減免

ア 前年の合計所得金額が $\frac{1,300,000\text{円}}{1,400,000\text{円}}$ 以下の者 省 略

イ 前年の合計所得金額が $\frac{1,350,000\text{円}}{1,450,000\text{円}}$ 以下の者 (アに該当する者を除く。) 省 略

2-5 省 略

(収益事業を行わない法人に対する市民税の免除)

第58条 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、その者の申請に基づき、市民
削除

税を免除する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人で収益事業を行わないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
で収益事業を行わないもの
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営
利活動法人で収益事業を行わないもの

(公益上その他特別の事情がある者に対する市民税の減免)

第59条 前3条 に定めるもののほか、市長は、公益上その他特別の事情があ
第56条又は第57条

る者に限り、申請に基づき、市規則で定めるところにより市民税を減免することがで
きる。

(市民税の減免の申請手続等)

第60条 第56条から 前条までの規定によって市民税の減免を受けようとする
、第57条又は

者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに、次項に掲げる事項を記載した申請書に、その証拠となる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)－(5) 省 略

(6) 第58条の規定により市民税の免除を受けようとする者 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア イに掲げるもの以外のもの 当該市民税の納期限

イ 初めて市内に事務所、事業所又は寮等（以下この号において「事務所等」という。）を有することとなったもの（初めて市内に事務所等を有することとなった日の属する年度の翌年度において申告納付すべき法人の市民税に係る免除の申請をする場合に限る。） 5月31日

2 省 略

(市民税の減免の取消し)

第62条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第56条から 第59条ま
、第57条又は

での規定による減免の全部又は一部を取り消す。

(1) 市民税の減免を受けた者が、第56条から 第59条までに規定する事由に該
、第57条又は

当しないことが判明したとき

(2) 省 略

附 則

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

第15条 省 略

(個人の市民税の減免の特例)

第15条の2 令和2年度分の個人の市民税に限り、第57条第1項第3号の規定の適用については、同号中「年中の合計所得金額」とあるのは「年中の所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日（以下この号において「施行日の前日」という。）において適用されていた法の例による合計所得金額」と、「給与所得」とあるのは「施行日の前日において適用されていた法の例による給与所得」とする。

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第45条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（次項及び第3項においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第58条 第1号の規定を適用する。

第19条の2

2－5 省 略